

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成28年3月31日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

### 香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）<u>第39条第5項</u>の規定により読み替えられた育児休業法第10条第1項の地方公営企業の管理者が定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（第5条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、第5号に掲げる勤務の形態）とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 職員が職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号）第3条各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、これを降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）するものとする。この場合において、同条第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</u></p> <p><u>4 職員が職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第4条に掲げる全ての場合に該当し、必要があると認めるときは、これを降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）するものとする。</u></p>	<p>(育児休業等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）<u>第39条第3項</u>の規定により読み替えられた育児休業法第10条第1項の地方公営企業の管理者が定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（第5条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、第5号に掲げる勤務の形態）とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第15条 職員が地方公務員法第28条第1項各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>2 職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。</p>

(分限の手續及び効果)

第16条 分限の手續及び効果は、職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例の定めるところによる。

(分限の手續及び効果)

第16条 分限の手續及び効果は、職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例 (昭和26年香川県条例第39号) の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。